

1. 県障害者総合支援センターの検討課題

- 県障害者総合支援センターは昭和63年に設置され、これまで約38年間県総合リハビリテーションセンターと一体的に医療と福祉が連携しながら、障害児者に対する自立訓練や児童発達支援、総合相談等を行っている。
- 一方、この間、障害者を取り巻く制度や社会環境等は変化しており、新たに「地域共生社会の実現」に向け、県施設として担うべき役割や機能を検討し、さらに充実させる必要がある。

2. これまでの振り返り

第1回委員会、第2回委員会での委員からの主な意見

1. 役割・方針に関すること

①中核拠点の役割、関係機関等と連携した支援について

【第1回委員会】

- ・民間サービスの有無だけでなく、本県における障害児者支援の「中核拠点」としての公的な役割・機能を重視すべき。
- ・県、教育委員会、市町村と連携して進めていくべき。
- ・地域の医療、介護、福祉、教育等の多様な関係機関が連携する「地域完結型」の支援体制を構築し、連携拠点の機能を強化すべき。

【第2回委員会】

- ・県障害者総合支援センターが直接支援を行う機関を目指すのか、地域に拠点をおく支援機関の後方支援や人材育成を目的とするのか明確にすべき。
- ・教育との連携は必要。医療、介護、福祉、教育、就労に至るまで広範囲にわたる連携が、漠然としたキャッチコピーで終わらないよう具体的に連携機関、連携方法・内容について今後の検討課題とすべき。
- ・医療、福祉、教育の連携はとても大事であり、それによって生活の質が変わる。

②実施事業について

【第1回委員会】

- ・たとえ不採算になっても、民間の事業者が手を出さない、出せない部分をすくい取っていくべき。専門性の追求もすべき。

③利用者のニーズに応じた支援について

【第1回委員会】

- ・利用者ごとに個別化した就労支援などに対応できる柔軟な枠組みが求められる。
- ・県障害者総合支援センターの利用者や職員等から意見を聞き、課題や改善点を具体的に明らかにすべき。

④総合相談支援センターについて

【第1回委員会】

- ・ここに来れば、どのようなことも相談でき、関係機関へ繋げてくれる存在になるべき。
- ・関係機関や市町村の障害部門に周知されておらず、連携強化すべき。

2. 個別事業等に関すること

①個別事業全般について

【第1回委員会】

- ・利用者が大きく減少している事業については、要因を分析した上で、不要と判断されれば一定の機能を残し規模縮小もやむを得ない。

②生活介護について

【第1回委員会】

- ・県中南部の重症心身障害者、医療的ケアの必要な人にとって重要な役割がある。しかし、利用希望者がいるにもかかわらず、園側の事情（職員不足等）により、利用者数が増えていない状況が続いているため、体制を整えるべき。

【第2回委員会】

- ・生活介護に関して他施設も参考にし、1人でも多くの障害者の日中活動の場となるよう改善すべき。
- ・実態を踏まえて、生活介護の定員を変えることも検討すべき。
- ・生活介護が定員割れとなっている原因からアプローチすべき。

③高次脳機能障害の支援について

【第1回委員会】

- ・企業を含めた社会全体での理解促進に取り組むべき。

【第2回委員会】

- ・現在、実施している自立訓練などをさらに深め、就労に向けての支援などについても実効性のある施策や支援をすべき。
- ・就労支援の中に、自動車運転再開訓練を加えることを検討すべき。

④視覚障害の支援について

【第2回委員会】

- ・盲学校と役割の違いを明確にし、連携を行うべき。
- ・ニーズに合致しており、視覚障害者を対象とした自立訓練は実施すべき。

⑤発達障害の支援について

【第1回委員会】

- ・知的障害の伴わない発達障害者の支援に特化した事業所は少ないため、専門的な直接支援に取り組むべき。
(ソーシャルスキルトレーニング・ライフスキルトレーニング等)

【第2回委員会】

- ・自閉症スペクトラム症への療育体制は重要。

⑥脊髄損傷者、下肢不自由者・下肢切断者の支援について

【第2回委員会】

- ・脊髄損傷者、下肢不自由者・下肢切断者への就労・就学支援も盛り込むべき。

⑦医療と福祉の連携について

【第2回委員会】

- ・県総合リハビリテーションセンターの医師がもっと福祉の分野に関わっていけるような仕掛けを整えるべき。

⑧誰もが気軽に社会参加できる環境づくりについて

【第1回委員会】

- ・障害者がスポーツ、文化芸術活動を通して、生きがいを持てるよう関係機関と連携を図って充実すべき。

【第2回委員会】

- ・スポーツ活動は当事者にとって心身の健康を保つ上で重要な役割があり、人々との交流が障害への理解を深め共生社会へつながる。しかし、専用施設の確保、移動手段、金銭的負担などの課題がある。
- ・スポーツ関係者の横断的な連携システムが必要。

⑨障害理解の促進について

【第1回委員会】

- ・「社会的障壁」（事物・慣行・制度・観念）の除去に焦点化した議論、理解啓発をすべき。
- ・現在、同じ障害を持つ者が集まり、障害に関する勉強会や屈託のない話し合いを定期的に行っている。お互いに学ぶことがあり、とても有意義な機会になっているので、他の障害がある人たちと同様の取組を一緒に行えば、新たな気づきがあり、世界が広がると思う。
- ・県障害者総合支援センター内での障害者雇用を促進することが、障害の理解促進と社会参加の機会となる。

3. 第2回委員会において委員から事務局へ求められたこと

(1)生活介護に関して県内の他事業所の取組を確認すること。

○事務局の対応

重症心身障害者を対象としている生活介護事業所へわかくさ愛育園の職員とともに見学を実施。

1.見学した事業所

- ・奈良医療センターぽかぽか（奈良市）
- ・生活介護事業所はあと（大和郡山市）
- ・万葉介護サービスセンター（桜井市）



生活介護事業所はあと

2.見学した事業所とわかくさ愛育園の比較

- ・事業所では活動室と入浴設備が隣接しており、職員の負担が少ない。
- ・事業所内の他サービスも含め職員の配置が工夫されている。
- ・事業所では養護学校と情報交換を積極的に行っている。



万葉介護サービスセンター

(2) 検討している取組について他府県の類似施設の状況を調べること。

①他自治体が実施している障害福祉サービス等についてアンケート調査

- ・実施：令和8年2月20日～3月10日
- ・実施方法：都道府県及び政令市へアンケートを実施
- ・回答数：50/66自治体

【アンケート結果の概要】

- ・回答のあった50自治体のうち、38自治体が直営または指定管理等で障害福祉サービス等を実施。そのうち、29自治体が本県と同様に同一敷地内に障害福祉サービス等事業所と病院等を併設し、医療と福祉が連携した支援を実施。
- ・県障害者総合支援センターにおいて実施することを検討している障害福祉サービス等については、**高次脳機能障害を対象とした就労移行支援、就労定着支援を実施しているのは6自治体**
視覚障害を対象とした自立訓練（機能訓練、生活訓練）を実施しているのは6自治体
発達障害を対象とした自立訓練（生活訓練）を実施しているのは5自治体であった。

サービス種別	実施している自治体数	サービス種別	実施している自治体数
居宅介護	1	就労移行支援	11
重度訪問介護	0	就労継続支援A型	2
同行援護	0	就労継続支援B型	13
行動援護	0	就労定着支援	8
重度障害者等包括支援	0	児童発達支援	19
短期入所	32	児童発達支援（重症心身障害）	13
療養介護	11	放課後等デイサービス	3
生活介護	28	放課後等デイサービス（重症心身障害）	6
施設入所支援	17	居宅訪問型児童発達支援	6
自立生活援助	1	保育所等訪問支援	14
共同生活援助	0	福祉型障害児入所施設	14
自立訓練（機能訓練）	11	医療型障害児入所施設	17
自立訓練（生活訓練）	16	計画相談支援	16
就労選択支援	2	障害児相談支援	16

○参考

①各自治体において各障害福祉サービス等を実施している主な理由

- 「民間事業所では対応が難しい障害の種別を対象としている」
- 「民間事業所が少ない障害福祉サービス等を対象としている」

②施設において実施している障害福祉サービス以外の取組（例）

- 「障害者職業センターと連携した発達障害者就労支援セミナーの実施」
- 「障害者向けスポーツ・文化教室等の実施、パラスポーツ拠点施設の機能を担い、県内のパラスポーツ普及を促進」

②近畿府県が実施している障害福祉サービス等

※同一敷地内に障害福祉サービス等事業所と病院等を併設し、医療と福祉が連携した利用者への支援が行われている事業所の状況

障害福祉サービス等	奈良県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	和歌山県	三重県
短期入所	○	○	○	○	○		○
療養介護				○			
生活介護	○		○	○			○
施設入所支援	○		○	○	○		○
自立訓練（機能訓練）	○			○	○		○
自立訓練（生活訓練）	○		○	○	○		○
就労移行支援				○	○		○
就労継続支援 B 型					○		
就労定着支援					○		
児童発達支援	○	○	○		○		
児童発達支援 （重症心身障害）	○	○	○				
放課後等デイサービス			○				
放課後等デイサービス （重症心身障害）	○						
居宅訪問型児童発達支援	○		○				
保育所等訪問支援	○		○				
福祉型障害児入所施設				○	○		
医療型障害児入所施設			○	○			
計画相談支援	○		○	○			
障害児相談支援	○		○				

4. 障害当事者等の主な意見

（1）奈良県障害者施策推進協議会

・県障害者総合支援センターの今後のあり方についてご意見をいただいた。

- ・高次脳機能障害への支援については、A D L（日常生活動作）の向上を目的とした支援が必要。
- ・障害児者へのサポートに加えて、「家族」の視点も検討すべき。
- ・障害者は、自分の強みを生かした仕事とうまくマッチングすれば、すごい力を発揮する。一生懸命働いている姿を見ていただくことが障害理解に繋がる。
- ・仕事だけでなく、スポーツや文化芸術もあってこそ、一人の人間として素晴らしい人生が送れる。
- ・精神障害者を対象とする自立するためのリハビリを実施すべき。
- ・総合相談支援センターが支援に結びつくための窓口として機能を果たすべき。
- ・居宅訪問型児童発達支援は実績がないからといって廃止するのではなく、受け皿として残しておくべき。

（2）奈良教育大学で特別支援教育を学ぶ学生（こども・若者）

・「共生社会」の実現に向けて県障害者総合支援センターで取り組む必要があると思うことについてご意見をいただいた。

- ・イベントなど障害を知る機会の創出。
- ・気軽に集まることができる場所づくり。
- ・地域での運動会などのイベント、交流会を実施するなど地域に開かれた施設であること。
- ・利用者が将来の姿をイメージができるように、教育から就労、地域での生活までを一貫して支援する場所になること。
- ・親しみをもち、身近に感じられる愛称をつける。
- ・県障害者総合支援センターの認知を広げるため、情報発信や説明会を行う。

5. 第3回委員会において議論いただきたいこと

○これまでの審議等を踏まえ作成した、県障害者総合支援センターのあり方（素案）について、ご意見をいただきたい。